| 公　安　委　員　会<br>説明資料No.　1 | 「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等について | 令和８年４月23日<br>長　官　官　房<br>生　活　安　全　局<br>刑　事　局<br>交　通　局 |
|---|---|---|

１　趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）を踏まえ、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の改正を行うもの。

２　概要

(1)　公示送達のデジタル化に係る政令等の改正

都道府県公安委員会等の掲示板等への掲示により行うことと規定されている公示等について、一定の事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置くなどの措置により行うこととするなど、所要の改正を行うもの。

【改正案】

○　道路交通法施行令の一部を改正する政令案

○　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令案

○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案

(2)　電磁的記録による縦覧等及び作成等を行う方法についての規定の新設

電磁的記録による縦覧等及び作成等を行う方法についての規定の新設その他所要の規定の整備を行うもの。

【改正案】

○　国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案　等

３　意見公募の実施結果

２(1)及び(2)について意見公募手続（令和８年３月13日から同年４月11日まで）を実施した結果、２(1)については16件、２(2)については３件の意見が寄せられた。

意見を踏まえ、所要の形式的修正を行うこととする。

４　施行期日

令和８年５月21日から施行する（一部告示案を除く。）。

| 公安委員会<br>説明資料No. ２ | 「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について | 令和８年４月23日<br>長官官房 |
|---|---|---|

**１　警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度**

警察官の職務に協力援助した者が、そのために災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた場合に、被災者及びその家族の生活の安定を図るため、国又は都道府県が療養その他の給付を行うもの。

**２　改正の内容**

(1)　給付基礎額の改定（第５条第２項関係）

次のとおり、給付基礎額の引上げを行う。

・　基本額　【現行】 9,700円　→　【改定後】10,000円

・　限度額　【現行】14,500円　→　【改定後】15,000円

(2)　介護給付の金額の改定（第７条の２第２項関係）

次のとおり、介護給付の金額の引上げを行う。

・　常時介護を要し、親族等に介護を受ける場合における定額

【現行】85,490円　→　【改定後】90,790円

・　随時介護を要し、親族等に介護を受ける場合における定額

【現行】42,700円　→　【改定後】45,400円

(3)　葬祭給付の定額部分の改定（第11条関係）

次のとおり、葬祭給付の定額部分の引上げを行う。

・【現行】315,000円　→　【改定後】330,000円

**３　施行期日等**

公布予定日：令和８年５月７日

施　行　日：公布日

適　用　日：令和８年４月１日

<table>
<tr><td>公 安 委 員 会<br><br>説明資料No. 3</td><td>「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令案」等について</td><td>令和８年４月23日<br><br>生 活 安 全 局</td></tr>
</table>

**1　趣旨**

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」（令和７年法律第75号。以下「法」という。）の施行に伴い、所要の政令の制定等を行うもの。

**2　政令案等の概要**

**(1)　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令案**

○　題名を改め、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令」とする

○　特定金属くず買受業を営む者が特定金属くずを買い受ける場合の本人確認について、その確認を免除する特例対象に、外国政府等を規定する

ほか、所要の改正を行うもの。

**(2)　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行期日を定める政令案**

法の施行期日を令和８年６月１日とするもの。

**(3)　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則案**

○　特定金属くず買受業の開始、廃止及び変更の届出に係る届出事項、これらの届出に係る添付書類につき規定する

○　特定金属くず買受業を営む者が特定金属くずを買い受ける場合の本人確認の方法について、

・　自然人である買受けの相手方に係る対面での本人確認方法として、運転免許証、在留カード、個人番号カード等の顔写真付きの本人確認書類の提示を受けることとし、当該書類の写しを保存すること

・　自然人である買受けの相手方に係る非対面での本人確認方法として、相手方の容貌及び顔写真付きの本人確認書類の画像情報の送信を受けることとし、当該情報又はその写しを保存すること

などを規定するとともに、本人確認記録の記載事項を規定する

○　特定金属くず買受業を営む者が特定金属くずを買い受ける場合に作成する取引記録の記載事項を規定する

ほか、所要の規定を定めるもの。

**(4)　その他**

告示において、所要の規定を定めるもの。

**3　意見公募手続の実施結果**

２(1)、(3)及び(4)について、意見公募手続（令和８年３月13日から同年４月11日まで）を実施した結果、16件の意見が寄せられた。

これらの内容について検討した結果、原案の修正を要するものとは認められないため、原案のとおり改正することとしたい。

なお、表記の適正化のため、所要の技術的修正を行うこととする。

**4　今後の予定**

令和８年４月28日（火）閣議決定、同年５月７日（木）公布

| 公安委員会<br>説明資料No. 4 | 令和８年度国家公安委員会・警察庁<br>交通安全業務計画（案）について | 令和８年４月23日<br>交通局 |
|---|---|---|

１　交通安全業務計画の作成

交通安全対策基本法に基づき、指定行政機関（国家公安委員会、警察庁ほか14機関）の長が、毎年度、指定行政機関が講ずべき施策及び都道府県交通安全対策会議が作成する交通安全実施計画の作成の基準となるべき事項について定めるもの。

２　令和８年度交通安全業務計画（案）について

第12次交通安全基本計画（令和８年度～12年度）の内容を踏まえて策定

令和７年度計画からの主な追記内容は以下のとおり。

(1)　外国人関係

○　在留外国人に対し、外国人コミュニティ、日本語学校等における交通安全教育、雇用主による外国人運転者の交通安全教育を実施

○　訪日外国人に対し、レンタカー業界、シェアサイクル事業者等と連携した多言語対応の広報啓発を推進

○　「外免切替」制度の適切な運用

(2)　自転車関係

○　「自転車ルールブック」の活用等による効果的な広報啓発活動

○　「自転車の交通安全教育ガイドライン」を活用した交通安全教育の推進

(3)　交通指導取締り関係

○　適正な交通違反取締りの確保のため、業務管理の強化、指導教養の徹底及び交通違反取締りの適正性を客観的に疎明するための手法の導入につき取組を強化

○　交通取締り活動における職務執行の適正性の確保及び証拠の保全を図る観点から、ウェアラブルカメラの早期実装に向けた取組の推進

○　白タク・白トラに関して、組織的な突き上げ捜査等による全容解明や上位被疑者の検挙のほか、犯罪収益の没収や、車両使用制限等の制裁を複合的に実施

| 公安委員会<br>説明資料No. 5 | 令和７年における風俗営業等の現状と<br>風俗関係事犯等の取締り状況について | 令和８年４月23日<br>生活安全局 |
|---|---|---|

## １　風俗営業等の現状

（単位：件）

| | 許可・届出数 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | R7 | R6 | 増減数 | 増減率(%) |
| 風俗営業 | 76,790 | 76,859 | ▲ 69 | ▲ 0.1 |
| うち接待飲食等営業 | 59,695 | 59,542 | 153 | 0.3 |
| うちぱちんこ営業 | 6,464 | 6,706 | ▲ 242 | ▲ 3.6 |
| 特定遊興飲食店営業 | 592 | 572 | 20 | 3.5 |
| 深夜酒類提供飲食店営業 | 258,163 | 256,728 | 1,435 | 0.6 |

## ２　性風俗関連特殊営業の現状

（単位：件）

| | 届出数 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | R7 | R6 | 増減数 | 増減率(%) |
| 性風俗関連特殊営業 | 34,861 | 33,890 | 971 | 2.9 |
| うち店舗型性風俗特殊営業 | 6,474 | 6,651 | ▲ 177 | ▲ 2.7 |
| うち無店舗型性風俗特殊営業 | 22,792 | 22,761 | 31 | 0.1 |
| うち映像送信型性風俗特殊営業 | 5,449 | 4,333 | 1,116 | 25.8 |

## ３　風俗関係事犯等の取締り状況

○　悪質なホストクラブに係る検挙は、71事件、143人

○　オンライン上で行われる賭博事犯の検挙は、165事件、317人
　うち無店舗型158事件（運営等※８事件、賭客150事件）、221人（運営等※25人、賭客196人）

※決済代行業者やアフィリエイターを含む。

## ４　今後の方針

○　改正風営適正化法等を活用した、悪質ホストクラブに係る違法なビジネスモデルの解体に向けた徹底した取締り及び行政処分の推進

○　オンライン上で行われる賭博行為の違法性の周知及び運営に関与する者等に係る取締りの推進

○　収益構造や真の受益者が不透明な風俗営業等の実態解明

○　風俗環境の変化に伴い生じる課題の把握と的確な対応